

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業協同組合法			法令番号	昭和22年法律第132号		
手続名	共済規程等の承認の取消			根拠条項	第95条第3項		
処分基準	<p>農業協同組合法</p> <p>第95条 行政庁は、第93条の規定による報告を徴した場合又は第94条の規定による検査を行つた場合において、当該組合又は農事組合法人の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反すると認めるときは、当該組合又は農事組合法人に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>② 組合又は農事組合法人が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。</p> <p>③ 行政庁は、組合が信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第1項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第11条第1項、第11条の17第1項、第11条の42第1項、第11条の48第1項又は第11条の51第1項の承認を取り消すことができる。</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	目次No.